

○総務省告示第三百二十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第五百五十八号（固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件）の一部を次のように改正し、令和三年度分の固定資産税から適用する。

令和二年十一月六日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第1章 土地 第2節の2 市街化区域農地 市街化区域農地（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地をいう。）の評価については、沿接する道路の状況、公共施設等の接近の状況その他宅地としての利用上の便等からみて、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の価額を基準として求めた価額から当該市街化区域農地を宅地に転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を控除した価額によつてその価額を求める方法によるものとする。 ただし、田園住居地域内市街化区域農地（<u>地方税法附則第19条の2第1項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。</u>）の評価については、上記によつて求めた価額に、当該土地の地積に応じて、「田園住居地域内市街化区域農地補正率表」（別表第2の2）の補正率を乗じた価額によつてその価額を求める方法によるものとする。 第11節 その他 一 砂防指定地の評価 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき指定された土地（以下「砂防指定地」という。）のうち山林の評価は、当該土地が砂防指定地として指定されていないとした場合の価額に当該土地における行為の禁止又は制限の程度に応じて定めた2分の1を限度とする補正率を適用してその価額を求める方法によるものとする。ただし、<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における評価に限り、上記の方法により難いと市町村長が判断した場合には、この限りでない。</u> [二～四 略] 第12節 経過措置 [一 略] 二 <u>令和3年度の宅地の評価においては、市町村長は、令和2年1月1日から令和2年7月1日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合には、第3節一から三まで及び本節一によつて求めた評価額に次に掲げる方法により修正を加えることができるものとする。</u> なお、市街化区域農地その他の宅地の価額を評価の基礎として価額を求めることとされている土地の評価についても、市町村長は、<u>令和2年1月1日から令和2年7月1日までの間に第3節一から三まで及び本節一によつて求めた当該土地とその状況が類似する宅地の価額が下落したと認める場合において当該宅地の価額を次に掲げる方法により修正したときは、当該修正した価額を基礎として求めるものとする。</u> [1 略] 2 宅地の価額については、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価等を活用し、<u>令和2年1月1日から令和2年7月1日までの下落状況を把握するものとする。</u> [3 略] [三 略] 第2章 家屋 第4節 経過措置 一 固定資産税に係る<u>令和3年度</u>における在来分の家屋の評価に係る再建築費評点補正率は、次のとおりとする。 1 第2節四に定める再建築費評点補正率（木造家屋）1.04 2 第3節四に定める再建築費評点補正率（非木造家屋）<u>1.07</u>	第1章 土地 第2節の2 市街化区域農地 市街化区域農地（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地をいう。）の評価については、沿接する道路の状況、公共施設等の接近の状況その他宅地としての利用上の便等からみて、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の価額を基準として求めた価額から当該市街化区域農地を宅地に転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を控除した価額によつてその価額を求める方法によるものとする。 ただし、田園住居地域内市街化区域農地（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第19条の2第1項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。）の評価については、上記によつて求めた価額に、当該土地の地積に応じて、「田園住居地域内市街化区域農地補正率表」（別表第2の2）の補正率を乗じた価額によつてその価額を求める方法によるものとする。 第11節 その他 一 砂防指定地の評価 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき指定された土地（以下「砂防指定地」という。）のうち山林の評価は、当該土地が砂防指定地として指定されていないとした場合の価額に当該土地における行為の禁止又は制限の程度に応じて定めた2分の1を限度とする補正率を適用してその価額を求める方法によるものとする。ただし、<u>平成30年度から平成32年度までの各年度における評価に限り、上記の方法により難いと市町村長が判断した場合には、この限りでない。</u> [二～四 同左] 第12節 経過措置 [一 同左] 二 <u>平成30年度の宅地の評価においては、市町村長は、平成29年1月1日から平成29年7月1日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合には、第3節一から三まで及び本節一によつて求めた評価額に次に掲げる方法により修正を加えることができるものとする。</u> なお、市街化区域農地その他の宅地の価額を評価の基礎として価額を求めることとされている土地の評価についても、市町村長は、<u>平成29年1月1日から平成29年7月1日までの間に第3節一から三まで及び本節一によつて求めた当該土地とその状況が類似する宅地の価額が下落したと認める場合において当該宅地の価額を次に掲げる方法により修正したときは、当該修正した価額を基礎として求めるものとする。</u> [1 同左] 2 宅地の価額については、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価等を活用し、<u>平成29年1月1日から平成29年7月1日までの下落状況を把握するものとする。</u> [3 同左] [三 同左] 第2章 家屋 第4節 経過措置 一 固定資産税に係る<u>平成30年度</u>における在来分の家屋の評価に係る再建築費評点補正率は、次のとおりとする。 1 第2節四に定める再建築費評点補正率（木造家屋）1.05 2 第3節四に定める再建築費評点補正率（非木造家屋）<u>1.06</u>

二 固定資産税に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、１円に１に定める「物価水準による補正率」と２に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額（小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。）を基礎として市町村長が定めるものとする。この場合においては、第１節三の規定は適用しない。

[１・２ 略]

三 固定資産税に係る令和３年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、令和３年１月１日において地方税法第349条第２項第１号に掲げる事情（損壊その他これに類する特別の事情を除く。）がある家屋で、当該事情が令和２年１月２日以降に生じたものについては次の１によつてその価額を求めるものとする。

[１ 略]

２ 当該家屋の令和２年度の価額（令和２年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。）

四 固定資産税に係る令和４年度又は令和５年度における在来分の家屋のうち、令和４年１月１日又は令和５年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情（改築その他これに類する特別の事情を除く。）があるもので、当該事情がそれぞれ令和３年１月２日又は令和４年１月２日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、令和４年１月１日又は令和５年１月１日において同項第１号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ令和３年１月２日又は令和４年１月２日以降に生じたものの評価については、次の１によつてその価額を求めるものとする。

[１ 略]

２ 当該家屋の令和３年度の価額（令和３年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、令和４年度に本節によつて求めた価額がある家屋について令和５年度において同節によつて価額を求める場合にあつては、令和４年度において同節によつて求めた価額をいう。）

五 市町村長は、固定資産税に係る令和３年度における在来分の家屋のうち、令和３年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情のあるもので、令和３年度の価額を本節三によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合又は令和３年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、令和３年度の価額を本節三によつて求めることが、固定資産税の課税上極めて不適当と認める場合においては、第１節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

六 市町村長は、固定資産税に係る令和４年度又は令和５年度における在来分の家屋のうち、令和４年１月１日又は令和５年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情のあるもので、その令和４年度又は令和５年度の価額を本節四によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第１節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

[七 略]

二 固定資産税に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、１円に１に定める「物価水準による補正率」と２に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額（小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。）を基礎として市町村長が定めるものとする。この場合においては、第１節三の規定は適用しない。

[１・２ 同左]

三 固定資産税に係る平成30年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、平成30年１月１日において地方税法第349条第２項第１号に掲げる事情（損壊その他これに類する特別の事情を除く。）がある家屋で、当該事情が平成29年１月２日以降に生じたものについては次の１によつてその価額を求めるものとする。

[１ 同左]

２ 当該家屋の平成29年度の価額（平成29年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。）

四 固定資産税に係る平成31年度又は平成32年度における在来分の家屋のうち、平成31年１月１日又は平成32年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情（改築その他これに類する特別の事情を除く。）があるもので、当該事情がそれぞれ平成30年１月２日又は平成31年１月２日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、平成31年１月１日又は平成32年１月１日において同項第１号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ平成30年１月２日又は平成31年１月２日以降に生じたものの評価については、次の１によつてその価額を求めるものとする。

[１ 同左]

２ 当該家屋の平成30年度の価額（平成30年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、平成31年度に本節によつて求めた価額がある家屋について平成32年度において同節によつて価額を求める場合にあつては、平成31年度において同節によつて求めた価額をいう。）

五 市町村長は、固定資産税に係る平成30年度における在来分の家屋のうち、平成30年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情のあるもので、平成30年度の価額を本節三によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合又は平成30年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、平成30年度の価額を本節三によつて求めることが、固定資産税の課税上極めて不適当と認める場合においては、第１節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

六 市町村長は、固定資産税に係る平成31年度又は平成32年度における在来分の家屋のうち、平成31年１月１日又は平成32年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情のあるもので、その平成31年度又は平成32年度の価額を本節四によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第１節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

[七 同左]

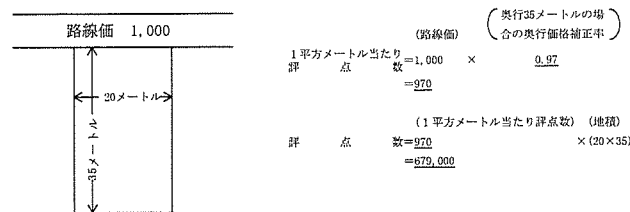
別表第3 画地計算法

[1・2 略]

3 奥行価格補正割合法

宅地の価額は、道路からの奥行が長くなるにしたがつて、また、奥行が著しく短くなるにしたがつて漸減するものである。その一方においてのみ路線に接する画地については、路線価に当該画地の奥行距離に応じ「奥行価格補正率表」(附表1)によつて求めた当該画地の奥行価格補正率を乗じて単位地積当たり評点数を求め、これに当該画地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。

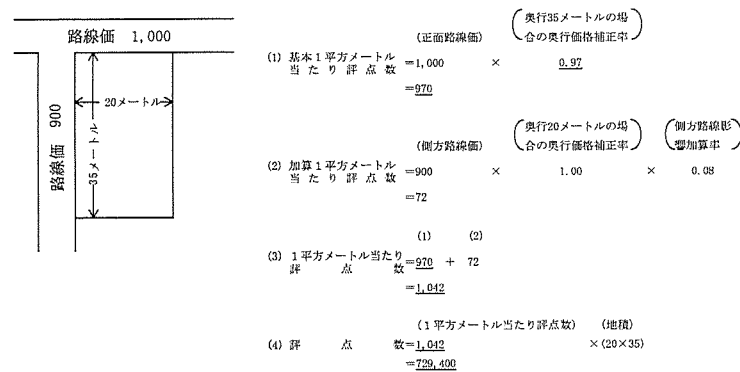
例題1 普通商業地区における路線価1,000点の場合の計算例



4 側方路線影響加算法

正面と側方に路線がある画地(以下「角地」という。)の価額は、側方路線(路線価の低い方の路線をいう。以下同様とする。)の影響により、正面路線(路線価の高い方の路線をいう。以下同様とする。)のみに接する画地の価額よりも高くなるものである。角地については、当該角地の正面路線から計算した単位地積当たり評点数に、側方路線影響加算率によつて補正する単位地積当たり評点数を加算して単位地積当たり評点数を求め、これに当該画地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。この場合において、加算すべき単位地積当たり評点数は、側方路線を正面路線とみなして計算した単位地積当たり評点数を「側方路線影響加算率表」(附表2)によつて求めた側方路線影響加算率によつて補正する評点数によるものとする。

例題2 普通商業地区における正面路線価1,000点、側方路線価900点の場合の計算例



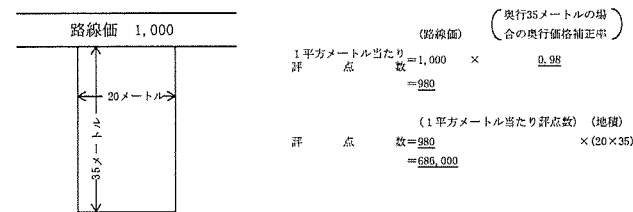
別表第3 画地計算法

[1・2 同左]

3 奥行価格補正割合法

宅地の価額は、道路からの奥行が長くなるにしたがつて、また、奥行が著しく短くなるにしたがつて漸減するものである。その一方においてのみ路線に接する画地については、路線価に当該画地の奥行距離に応じ「奥行価格補正率表」(附表1)によつて求めた当該画地の奥行価格補正率を乗じて単位地積当たり評点数を求め、これに当該画地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。

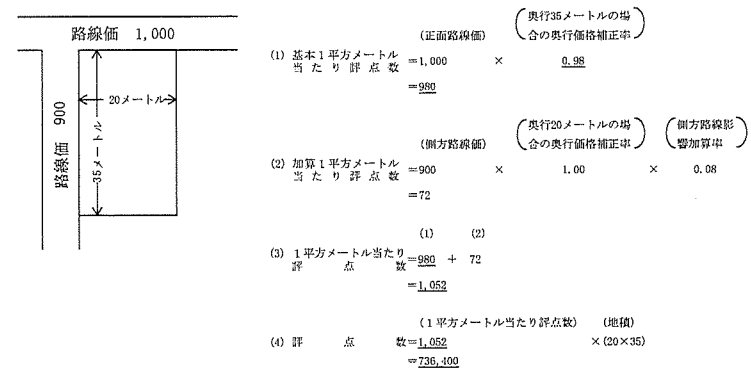
例題1 普通商業地区における路線価1,000点の場合の計算例



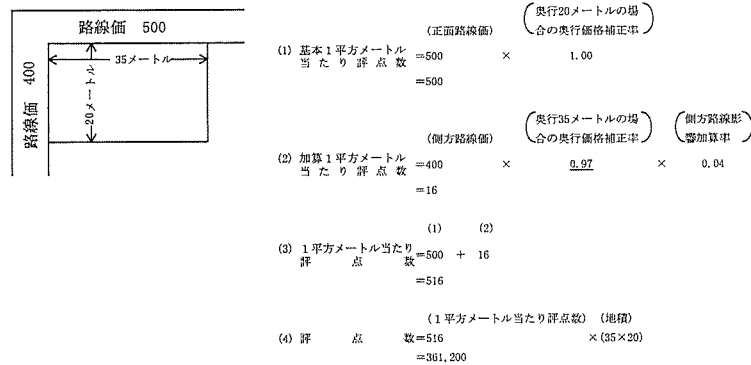
4 側方路線影響加算法

正面と側方に路線がある画地(以下「角地」という。)の価額は、側方路線(路線価の低い方の路線をいう。以下同様とする。)の影響により、正面路線(路線価の高い方の路線をいう。以下同様とする。)のみに接する画地の価額よりも高くなるものである。角地については、当該角地の正面路線から計算した単位地積当たり評点数に、側方路線影響加算率によつて補正する単位地積当たり評点数を加算して単位地積当たり評点数を求め、これに当該画地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。この場合において、加算すべき単位地積当たり評点数は、側方路線を正面路線とみなして計算した単位地積当たり評点数を「側方路線影響加算率表」(附表2)によつて求めた側方路線影響加算率によつて補正する評点数によるものとする。

例題2 普通商業地区における正面路線価1,000点、側方路線価900点の場合の計算例



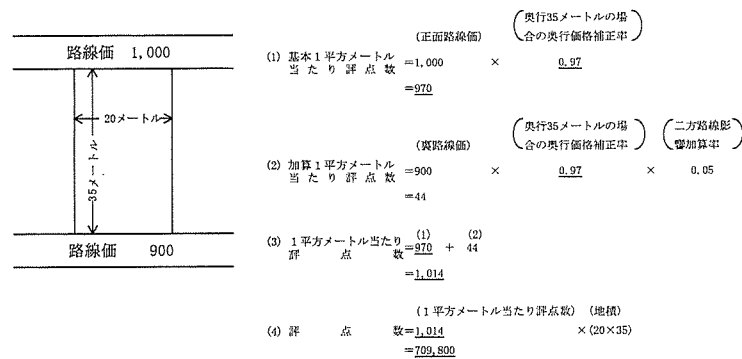
例題3 普通商業地区における正面路線価500点、側方路線価400点の準角地（一系統の路線の屈折部の内側に位置する例題図のような画地をいうものとする。）の計算例



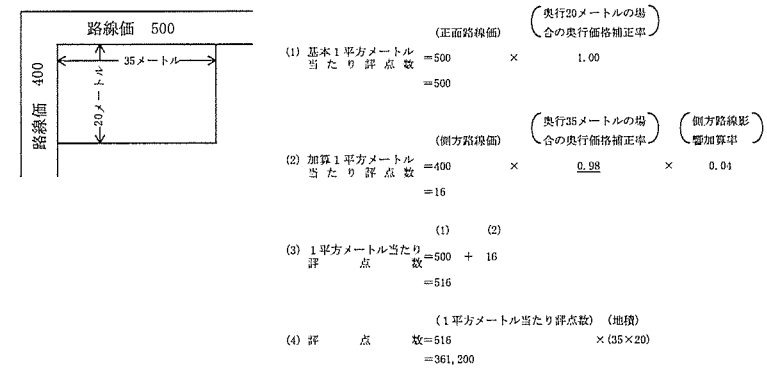
5 二方路線影響加算法

正面と裏面に路線がある画地（以下「二方路線地」という。）の価額は、裏路線（路線価の低い方の路線をいう。以下同様とする。）の影響により、正面路線のみに接する画地の価額よりも高くなるものであるので、二方路線地については、正面路線から計算した単位地積当たり評点数に、二方路線影響加算率によつて補正する単位地積当たり評点数を加算して単位地積当たり評点数を求め、これに当該画地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。この場合において、加算すべき単位地積当たり評点数は、裏路線を正面路線とみなして計算した単位地積当たり評点数を「二方路線影響加算率表」（附表3）によつて求めた二方路線影響加算率によつて補正する評点数によるものとする。

例題4 普通商業地区における正面路線価1,000点、裏路線価900点の場合の計算例



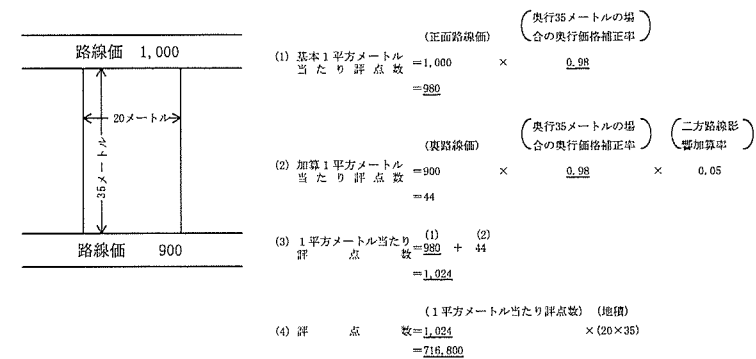
例題3 普通商業地区における正面路線価500点、側方路線価400点の準角地（一系統の路線の屈折部の内側に位置する例題図のような画地をいうものとする。）の計算例



5 二方路線影響加算法

正面と裏面に路線がある画地（以下「二方路線地」という。）の価額は、裏路線（路線価の低い方の路線をいう。以下同様とする。）の影響により、正面路線のみに接する画地の価額よりも高くなるものであるので、二方路線地については、正面路線から計算した単位地積当たり評点数に、二方路線影響加算率によつて補正する単位地積当たり評点数を加算して単位地積当たり評点数を求め、これに当該画地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。この場合において、加算すべき単位地積当たり評点数は、裏路線を正面路線とみなして計算した単位地積当たり評点数を「二方路線影響加算率表」（附表3）によつて求めた二方路線影響加算率によつて補正する評点数によるものとする。

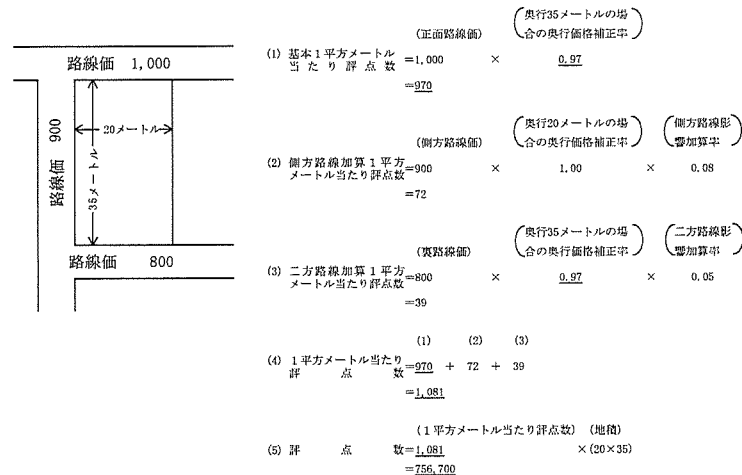
例題4 普通商業地区における正面路線価1,000点、裏路線価900点の場合の計算例



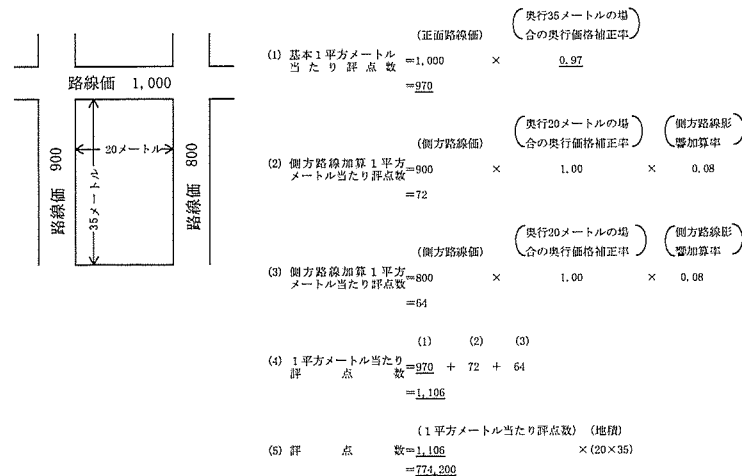
6 三方又は四方において路線に接する画地の評点算出法

三方又は四方において路線に接する画地は、側方路線影響加算法及び二方路線影響加算法を併用して当該画地の単位地積当たり評点数を求め、これに当該画地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。

例題5 普通商業地区における正面路線価1,000点、側方路線価900点、裏路線価800点の場合の計算例



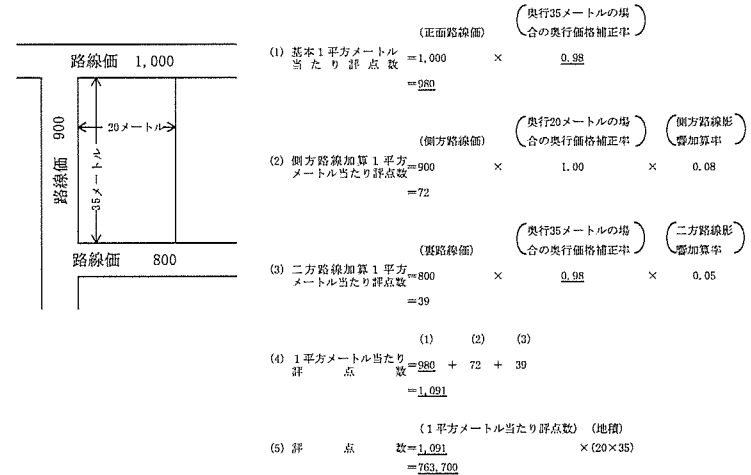
例題6 普通商業地区における正面路線価1,000点、側方路線価900点及び800点の場合の計算例



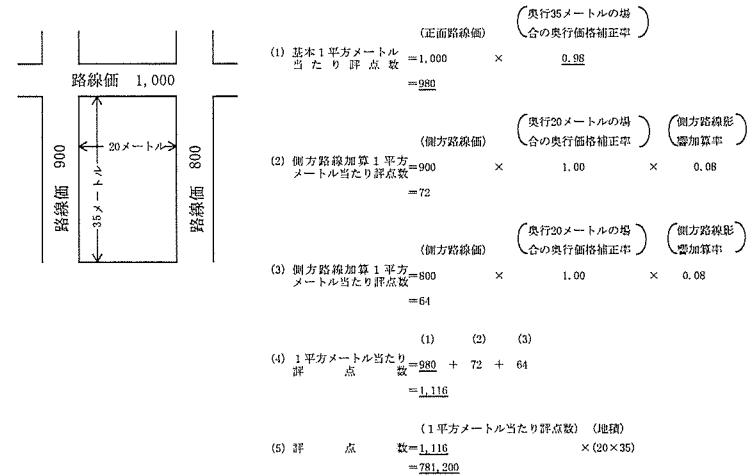
6 三方又は四方において路線に接する画地の評点算出法

三方又は四方において路線に接する画地は、側方路線影響加算法及び二方路線影響加算法を併用して当該画地の単位地積当たり評点数を求め、これに当該画地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。

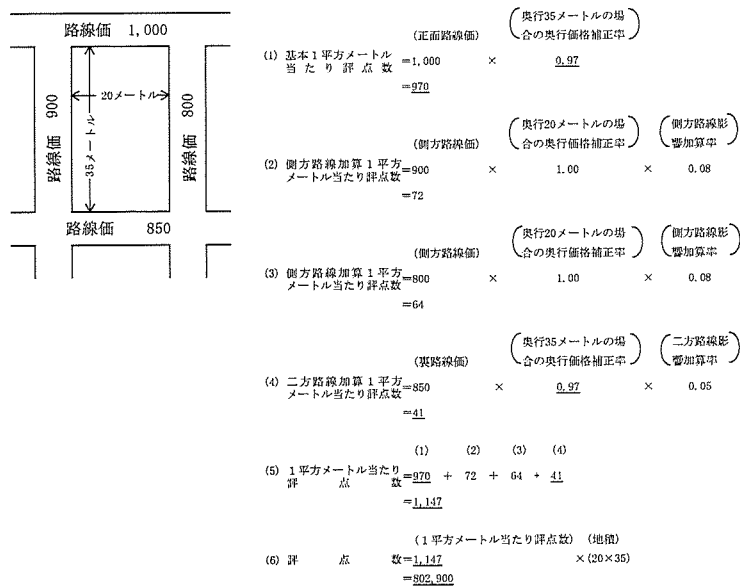
例題5 普通商業地区における正面路線価1,000点、側方路線価900点、裏路線価800点の場合の計算例



例題6 普通商業地区における正面路線価1,000点、側方路線価900点及び800点の場合の計算例



例題7 普通商業地区における正面路線価1,000点、側方路線価900点及び800点、裏路線価850点の場合の計算例



7 不整形地、無道路地、間口が狭小な宅地等評点算出法

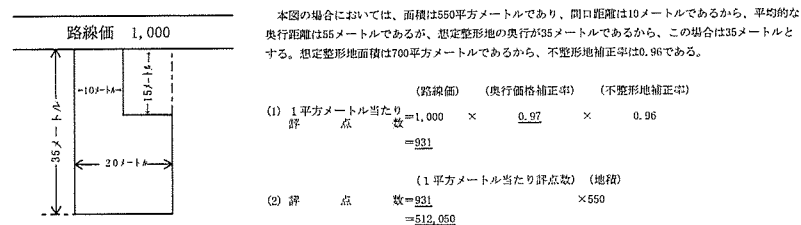
不整形地（三角地及び逆三角地を含む。以下同様とする。）、無道路地（路線に接しない画地をいう。以下同様とする。）、間口が狭小な宅地等については、その形状等に応じ、次によって評点数を求めるものとする。

(1) 不整形地の評点算出法

①・② 略

【例題8 略】

例題9 普通商業地区における路線価1,000点の場合の計算例



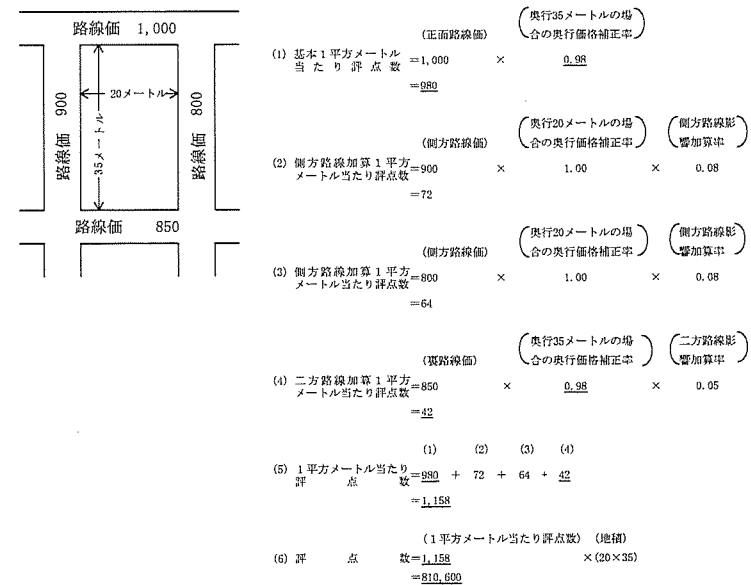
——線 不整形地
- - - -線 想定整形地

【例題10・例題11 略】

【(2)・(3) 略】

【附表1～9 略】

例題7 普通商業地区における正面路線価1,000点、側方路線価900点及び800点、裏路線価850点の場合の計算例



7 不整形地、無道路地、間口が狭小な宅地等評点算出法

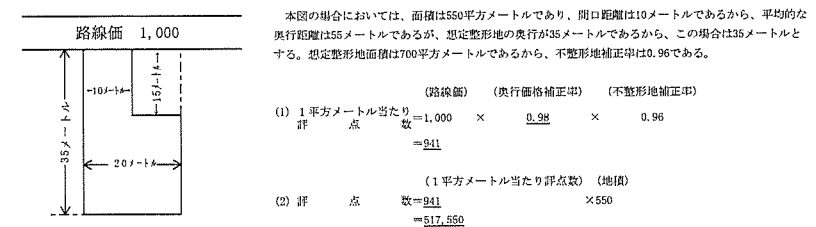
不整形地（三角地及び逆三角地を含む。以下同様とする。）、無道路地（路線に接しない画地をいう。以下同様とする。）、間口が狭小な宅地等については、その形状等に応じ、次によって評点数を求めるものとする。

(1) 不整形地の評点算出法

①・② 同左

【例題8 同左】

例題9 普通商業地区における路線価1,000点の場合の計算例



——線 不整形地
- - - -線 想定整形地

【例題10・例題11 同左】

【(2)・(3) 同左】

【附表1～9 同左】

1 専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物

延べ床面積1.0㎡未満の再建築費評価数値

[illegible]

76-041-

[illegible]

五、

[illegible]

700

[illegible]

1 専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評価率別

[illegible]

76 - 214

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

5 劇場及び病院用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
55,120点未満		55,120点以上 86,320点未満		86,320点以上 130,000点未満		130,000点以上	
経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

6 公衆浴場用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
74,880点未満		74,880点以上 101,920点未満		101,920点以上	
経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

7 工場及び倉庫用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
37,440点未満		37,440点以上 47,840点未満		47,840点以上 58,240点未満		58,240点以上	
経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

8 土蔵用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
70,720点未満		70,720点以上 167,440点未満		167,440点以上	
経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

5 劇場及び病院用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
53,000点未満		53,000点以上 83,000点未満		83,000点以上 125,000点未満		125,000点以上	
経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

6 公衆浴場用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
72,000点未満		72,000点以上 98,000点未満		98,000点以上	
経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

7 工場及び倉庫用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
36,000点未満		36,000点以上 46,000点未満		46,000点以上 56,000点未満		56,000点以上	
経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

8 土蔵用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
68,000点未満		68,000点以上 161,000点未満		161,000点以上	
経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

9 附属家

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
34,320点未満		34,320点以上 53,040点未満		53,040点以上	
経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第9の2 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分
(令和2年4月1日現在の市町村の区分による。)

都道府県名	市 町 村 名	積雪級地	寒冷級地
北 海 道	札幌市	4	3
	函館市	2	2
	小樽市	4	2
	旭川市	4	4
	室蘭市	2	2
	釧路市	2	4
	帯広市	2	4
	北見市	2	4
	夕張市	4	4
	岩見沢市	3	3
	網走市	3	4
	留萌市	4	3
	苫小牧市	1	3
	稚内市	3	3
	美瑛市	3	4
	芦別市	3	4
	江別市	3	4
	赤平市	3	4
	紋別市	3	4
	士別市	3	4
	名寄市	3	4
	三笠市	3	4
	根室市	1	4
	千歳市	2	4
	滝川市	3	4
	砂川市	3	4
	歌志内市	4	4
	深川市	4	4

9 附属家

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
33,000点未満		33,000点以上 51,000点未満		51,000点以上	
経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率	経過 年数	経年 減点 補正率
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

別表第9の2 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分
(平成29年4月1日現在の市町村の区分による。)

都道府県名	市 町 村 名	積雪級地	寒冷級地
北 海 道	札幌市	4	3
	函館市	2	2
	小樽市	4	3
	旭川市	4	4
	室蘭市	2	2
	釧路市	2	4
	帯広市	2	4
	北見市	2	4
	夕張市	4	4
	岩見沢市	3	3
	網走市	3	4
	留萌市	4	3
	苫小牧市	1	3
	稚内市	3	3
	美瑛市	3	4
	芦別市	3	4
	江別市	3	4
	赤平市	3	4
	紋別市	3	4
	士別市	3	4
	名寄市	3	4
	三笠市	3	4
	根室市	1	4
	千歳市	2	4
	滝川市	3	4
	砂川市	3	4
	歌志内市	4	4
	深川市	4	4

富良野市		3	4
登別市		2	3
恵庭市		2	4
伊達市		3	3
北広島市		3	4
石狩市		4	3
北斗市		2	3
石狩郡	当別町	4	<u>3</u>
	新篠津村	3	4
松前郡	松前町	3	2
	福島町	3	2
上磯郡	知内町	3	2
	木古内町	3	2
亀田郡	七飯町	2	3
茅部郡	鹿部町	2	3
	森町	2	3
二世郡	八雲町	3	3
山越郡	長万部町	4	3
檜山郡	江差町	2	2
	上ノ国町	3	2
	厚沢部町	2	2
爾志郡	乙部町	2	2
奥尻郡	奥尻町	2	2
瀬棚郡	今金町	3	3
久遠郡	せたな町	3	<u>2</u>
島牧郡	島牧村	4	3
寿都郡	寿都町	4	2
	黒松内町	3	3
磯谷郡	蘭越町	3	3
虻田郡	二セコ町	4	3
	真狩村	4	4
	留寿都村	4	4
	喜茂別町	4	4
	京極町	4	4
	俱知安町	4	4
岩内郡	共和町	4	3
	岩内町	4	3

富良野市		3	4
登別市		2	3
恵庭市		2	4
伊達市		3	3
北広島市		3	4
石狩市		4	3
北斗市		2	3
石狩郡	当別町	4	<u>4</u>
	新篠津村	3	4
松前郡	松前町	3	2
	福島町	3	2
上磯郡	知内町	3	2
	木古内町	3	2
亀田郡	七飯町	2	3
茅部郡	鹿部町	2	3
	森町	2	3
二世郡	八雲町	3	3
山越郡	長万部町	4	3
檜山郡	江差町	2	2
	上ノ国町	3	2
	厚沢部町	2	2
爾志郡	乙部町	2	2
奥尻郡	奥尻町	2	2
瀬棚郡	今金町	3	3
久遠郡	せたな町	3	<u>3</u>
島牧郡	島牧村	4	3
寿都郡	寿都町	4	2
	黒松内町	3	3
磯谷郡	蘭越町	3	3
虻田郡	二セコ町	4	3
	真狩村	4	4
	留寿都村	4	4
	喜茂別町	4	4
	京極町	4	4
	俱知安町	4	4
岩内郡	共和町	4	3
	岩内町	4	3

古宇郡	泊村	4	<u>3</u>
	神恵内村	4	2
積丹郡	積丹町	4	3
古平郡	古平町	4	3
余市郡	仁木町	4	3
	余市町	4	3
	赤井川村	4	3
空知郡	南幌町	3	4
	奈井江町	3	4
	上砂川町	4	4
夕張郡	由仁町	2	4
	長沼町	2	4
	栗山町	3	4
樺戸郡	月形町	3	4
	浦臼町	3	4
	新十津川町	4	4
雨竜郡	妹背牛町	3	4
	秩父別町	3	4
	雨竜町	4	4
	北竜町	4	4
	沼田町	4	4
上川郡	鷹栖町	3	4
	東神楽町	2	4
	当麻町	3	4
	比布町	3	4
	愛別町	3	4
	上川町	3	4
	東川町	3	4
	美瑛町	3	4
空知郡	上富良野町	3	4
	中富良野町	2	4
	南富良野町	3	4
勇払郡	占冠村	3	4
上川郡	和寒町	3	4
	剣淵町	3	4
	下川町	3	4
中川郡	美深町	4	4
	音威子府村	4	4
	中川町	4	4
雨竜郡	幌加内町	4	4

古宇郡	泊村	4	<u>2</u>
	神恵内村	4	2
積丹郡	積丹町	4	3
古平郡	古平町	4	3
余市郡	仁木町	4	3
	余市町	4	3
	赤井川村	4	3
空知郡	南幌町	3	4
	奈井江町	3	4
	上砂川町	4	4
夕張郡	由仁町	2	4
	長沼町	2	4
	栗山町	3	4
樺戸郡	月形町	3	4
	浦臼町	3	4
	新十津川町	4	4
雨竜郡	妹背牛町	3	4
	秩父別町	3	4
	雨竜町	4	4
	北竜町	4	4
	沼田町	4	4
上川郡	鷹栖町	3	4
	東神楽町	2	4
	当麻町	3	4
	比布町	3	4
	愛別町	3	4
	上川町	3	4
	東川町	3	4
	美瑛町	3	4
空知郡	上富良野町	3	4
	中富良野町	2	4
	南富良野町	3	4
勇払郡	占冠村	3	4
上川郡	和寒町	3	4
	剣淵町	3	4
	下川町	3	4
中川郡	美深町	4	4
	音威子府村	4	4
	中川町	4	4
雨竜郡	幌加内町	4	4

増毛郡	増毛町	4	3
留萌郡	小平町	4	3
苫前郡	苫前町	4	3
	羽幌町	4	3
	初山別村	4	<u>3</u>
天塩郡	遠別町	4	4
	天塩町	3	4
宗谷郡	猿払村	3	4
枝幸郡	浜頓別町	3	4
	中頓別町	4	4
	枝幸町	3	4
天塩郡	豊富町	3	4
礼文郡	礼文町	4	3
利尻郡	利尻町	4	3
	利尻富士町	4	3
天塩郡	幌延町	3	4
網走郡	美幌町	2	4
	津別町	2	4
斜里郡	斜里町	3	4
	清里町	3	4
	小清水町	2	4
常呂郡	訓子府町	2	4
	隘戸町	2	4
	佐呂間町	2	4
紋別郡	遠軽町	2	4
	湧別町	2	4
	滝上町	3	4
	興部町	2	4
	西興部村	3	4
	雄武町	3	4
網走郡	大空町	2	4
虻田郡	豊浦町	3	3
有珠郡	壮瞥町	2	3
白老郡	白老町	2	<u>3</u>
勇払郡	厚真町	2	4
虻田郡	洞爺湖町	3	3
勇払郡	安平町	2	4
	むかわ町	2	4
沙流郡	日高町	2	4
	平取町	2	4
新冠郡	新冠町	2	3

増毛郡	増毛町	4	3
留萌郡	小平町	4	3
苫前郡	苫前町	4	3
	羽幌町	4	3
	初山別村	4	<u>4</u>
天塩郡	遠別町	4	4
	天塩町	3	4
宗谷郡	猿払村	3	4
枝幸郡	浜頓別町	3	4
	中頓別町	4	4
	枝幸町	3	4
天塩郡	豊富町	3	4
礼文郡	礼文町	4	3
利尻郡	利尻町	4	3
	利尻富士町	4	3
天塩郡	幌延町	3	4
網走郡	美幌町	2	4
	津別町	2	4
斜里郡	斜里町	3	4
	清里町	3	4
	小清水町	2	4
常呂郡	訓子府町	2	4
	置戸町	2	4
	佐呂間町	2	4
紋別郡	遠軽町	2	4
	湧別町	2	4
	滝上町	3	4
	興部町	2	4
	西興部村	3	4
	雄武町	3	4
網走郡	大空町	2	4
虻田郡	豊浦町	3	3
有珠郡	壮瞥町	2	3
白老郡	白老町	2	<u>4</u>
勇払郡	厚真町	2	4
虻田郡	洞爺湖町	3	3
勇払郡	安平町	2	4
	むかわ町	2	4
沙流郡	日高町	2	4
	平取町	2	4
新冠郡	新冠町	2	3

		浦河郡	浦河町	2	3
		様似郡	様似町	2	3
		幌泉郡	えりも町	2	3
		日高郡	新ひだか町	2	3
		河東郡	音更町	2	4
			士幌町	2	4
			上士幌町	3	4
			鹿追町	2	4
		上川郡	新得町	3	4
			清水町	2	4
		河西郡	芽室町	2	4
			中札内村	3	4
			更別村	2	4
		広尾郡	大樹町	2	4
			広尾町	2	4
		中川郡	幕別町	2	4
			池田町	2	4
			豊頃町	2	4
			本別町	1	4
		足寄郡	足寄町	2	4
			陸別町	2	4
		十勝郡	浦幌町	1	4
		釧路郡	釧路町	1	4
		厚岸郡	厚岸町	2	4
			浜中町	1	4
		川上郡	標茶町	2	4
			弟子屈町	2	4
		阿寒郡	鶴居村	2	4
		白糠郡	白糠町	2	4
		野付郡	別海町	2	4
		標津郡	中標津町	2	4
			標津町	3	4
		目梨郡	羅臼町	4	4
青	森	県	青森市	4	2
			弘前市	3	2
			八戸市	1	2
			黒石市	4	2
			五所川原市	3	2
			十和田市	3	2
			三沢市	1	2

		浦河郡	浦河町	2	3
		様似郡	様似町	2	3
		幌泉郡	えりも町	2	3
		日高郡	新ひだか町	2	3
		河東郡	音更町	2	4
			士幌町	2	4
			上士幌町	3	4
			鹿追町	2	4
		上川郡	新得町	3	4
			清水町	2	4
		河西郡	芽室町	2	4
			中札内村	3	4
			更別村	2	4
		広尾郡	大樹町	2	4
			広尾町	2	4
		中川郡	幕別町	2	4
			池田町	2	4
			豊頃町	2	4
			本別町	1	4
		足寄郡	足寄町	2	4
			陸別町	2	4
		十勝郡	浦幌町	1	4
		釧路郡	釧路町	1	4
		厚岸郡	厚岸町	2	4
			浜中町	1	4
		川上郡	標茶町	2	4
			弟子屈町	2	4
		阿寒郡	鶴居村	2	4
		白糠郡	白糠町	2	4
		野付郡	別海町	2	4
		標津郡	中標津町	2	4
			標津町	3	4
		目梨郡	羅臼町	4	4
青	森	県	青森市	4	2
			弘前市	3	2
			八戸市	1	2
			黒石市	4	2
			五所川原市	3	2
			十和田市	3	2
			三沢市	1	2

	むつ市	3	2
	つがる市	2	<u>1</u>
	平川市	3	2
	東津軽郡 平内町	4	2
	今別町	3	2
	蓬田村	3	2
	外ヶ浜町	3	2
	西津軽郡 鯨ヶ沢町	3	1
	深浦町	3	1
	中津軽郡 西目屋村	3	2
	南津軽郡 藤崎町	2	2
	大鰐町	3	2
	田舎館村	2	2
	北津軽郡 板柳町	2	2
	鶴田町	2	2
	中泊町	2	2
	上北郡 野辺地町	3	2
	七戸町	3	2
	六戸町	1	2
	横浜町	2	2
	東北町	2	2
	六ヶ所村	3	2
	おいらせ町	1	2
	下北郡 大間町	2	2
	東通村	2	2
	風間浦村	2	2
	佐井村	2	2
	三戸郡 三戸町	1	2
	五戸町	1	2
	田子町	2	2
	南部町	1	2
	階上町	1	2
	新郷村	3	2
岩手県	盛岡市	1	2
	宮古市	1	1
	大船渡市	1	1
	花巻市	1	2
	北上市	2	<u>1</u>
	久慈市	1	2
	遠野市	1	2

	むつ市	3	2
	つがる市	2	<u>2</u>
	平川市	3	2
	東津軽郡 平内町	4	2
	今別町	3	2
	蓬田村	3	2
	外ヶ浜町	3	2
	西津軽郡 鯨ヶ沢町	3	1
	深浦町	3	1
	中津軽郡 西目屋村	3	2
	南津軽郡 藤崎町	2	2
	大鰐町	3	2
	田舎館村	2	2
	北津軽郡 板柳町	2	2
	鶴田町	2	2
	中泊町	2	2
	上北郡 野辺地町	3	2
	七戸町	3	2
	六戸町	1	2
	横浜町	2	2
	東北町	2	2
	六ヶ所村	3	2
	おいらせ町	1	2
	下北郡 大間町	2	2
	東通村	2	2
	風間浦村	2	2
	佐井村	2	2
	三戸郡 三戸町	1	2
	五戸町	1	2
	田子町	2	2
	南部町	1	2
	階上町	1	2
	新郷村	3	2
岩手県	盛岡市	1	2
	宮古市	1	1
	大船渡市	1	1
	花巻市	1	2
	北上市	2	<u>2</u>
	久慈市	1	2
	遠野市	1	2

	一関市	1	1
	陸前高田市	1	1
	釜石市	1	1
	二戸市	1	2
	八幡平市	2	3
	奥州市	1	2
	滝沢市	1	2
	岩手郡 雫石町	2	2
	葛巻町	2	3
	岩手町	2	3
	紫波郡 紫波町	1	2
	矢巾町	1	2
	和賀郡 西和賀町	3	2
	胆沢郡 金ヶ崎町	1	$\frac{1}{2}$
	西磐井郡 平泉町	1	$\frac{1}{2}$
	気仙郡 住田町	1	$\frac{1}{2}$
	上閉伊郡 大槌町	1	1
	下閉伊郡 山田町	1	$\frac{1}{2}$
	岩泉町	2	$\frac{2}{2}$
	田野畑村	1	2
	普代村	1	2
	九戸郡 軽米町	1	2
	野田村	1	2
	九戸村	1	$\frac{2}{2}$
	洋野町	1	$\frac{1}{2}$
	二戸郡 一戸町	1	2
[略]	[略]	[略]	[略]
秋田県	秋田市	2	1
	能代市	1	1
	横手市	3	$\frac{1}{2}$
	大館市	3	2
	男鹿市	1	$\frac{1}{2}$
	湯沢市	4	2
	鹿角市	2	2
	由利本荘市	3	1
	潟上市	1	1
	大仙市	2	2
	北秋田市	2	2
	にかほ市	3	
	仙北市	3	2

	一関市	1	1
	陸前高田市	1	1
	釜石市	1	1
	二戸市	1	2
	八幡平市	2	3
	奥州市	1	2
	滝沢市	1	2
	岩手郡 雫石町	2	2
	葛巻町	2	3
	岩手町	2	3
	紫波郡 紫波町	1	2
	矢巾町	1	2
	和賀郡 西和賀町	3	2
	胆沢郡 金ヶ崎町	1	$\frac{2}{3}$
	西磐井郡 平泉町	1	1
	気仙郡 住田町	1	$\frac{2}{3}$
	上閉伊郡 大槌町	1	1
	下閉伊郡 山田町	1	$\frac{2}{3}$
	岩泉町	2	2
	田野畑村	1	2
	普代村	1	2
	九戸郡 軽米町	1	2
	野田村	1	2
	九戸村	1	$\frac{3}{2}$
	洋野町	1	$\frac{2}{3}$
	二戸郡 一戸町	1	2
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
秋田県	秋田市	2	1
	能代市	1	1
	横手市	3	$\frac{2}{3}$
	大館市	3	2
	男鹿市	1	$\frac{2}{3}$
	湯沢市	4	2
	鹿角市	2	2
	由利本荘市	3	1
	潟上市	1	1
	大仙市	2	2
	北秋田市	2	2
	にかほ市	3	
	仙北市	3	2

	鹿角郡	小坂町	3	2
	北秋田郡	上小阿仁村	3	<u>1</u>
	山本郡	藤里町	3	<u>2</u>
		三種町	1	1
		八峰町	3	1
	南秋田郡	五城目町	2	1
		八郎潟町	1	1
		井川町	1	1
		大潟村	1	<u>1</u>
	仙北郡	美郷町	2	2
	雄勝郡	羽後町	3	2
		東成瀬村	3	2
山形県	山形市		2	1
	米沢市		3	<u>2</u>
	鶴岡市		3	
	酒田市		<u>2</u>	
	新庄市		3	<u>1</u>
	寒河江市		3	1
	上山市		2	1
	村山市		3	<u>2</u>
	長井市		3	<u>2</u>
	天童市		1	1
	東根市		2	1
	尾花沢市		3	<u>1</u>
	南陽市		2	<u>1</u>
	東村山郡	山辺町	2	1
		中山町	2	1
	西村山郡	河北町	2	1
		西川町	4	<u>2</u>
		朝日町	3	1
		大江町	3	<u>1</u>
	北村山郡	大石田町	4	<u>1</u>
	最上郡	金山町	3	2
		最上町	3	2
		舟形町	3	1
		真室川町	3	<u>1</u>
		大蔵村	4	1
		鮭川村	3	1
		戸沢村	4	1
	東置賜郡	高畠町	2	2
		川西町	3	<u>2</u>

	鹿角郡	小坂町	3	2
	北秋田郡	上小阿仁村	3	<u>2</u>
	山本郡	藤里町	3	<u>2</u>
		三種町	1	1
		八峰町	3	1
	南秋田郡	五城目町	2	1
		八郎潟町	1	1
		井川町	1	1
		大潟村	1	<u>2</u>
	仙北郡	美郷町	2	2
	雄勝郡	羽後町	3	2
		東成瀬村	3	2
山形県	山形市		2	1
	米沢市		3	<u>1</u>
	鶴岡市		3	
	酒田市		<u>2</u>	<u>1</u>
	新庄市		3	<u>2</u>
	寒河江市		3	1
	上山市		2	1
	村山市		3	<u>1</u>
	長井市		3	<u>1</u>
	天童市		1	1
	東根市		2	1
	尾花沢市		3	<u>2</u>
	南陽市		2	<u>2</u>
	東村山郡	山辺町	2	1
		中山町	2	1
	西村山郡	河北町	2	1
		西川町	4	<u>1</u>
		朝日町	3	1
		大江町	3	<u>2</u>
	北村山郡	大石田町	4	<u>2</u>
	最上郡	金山町	3	2
		最上町	3	2
		舟形町	3	1
		真室川町	3	<u>2</u>
		大蔵村	4	1
		鮭川村	3	1
		戸沢村	4	1
	東置賜郡	高畠町	2	2
		川西町	3	<u>1</u>

		西置賜郡	小国町	4	1
			白鷹町	2	1
			飯豊町	4	2
		東田川郡	三川町	1	1
			庄内町	3	1
		飽海郡	遊佐町	3	1
福	島	県	福島市	1	
			会津若松市	2	1
			郡山市	1	1
			白河市		1
			須賀川市		1
			喜多方市	2	1
			相馬市		1
			二本松市	1	1
			田村市	1	1
			南相馬市		1
			本宮市		1
			伊達郡	1	
				1	1
				1	1
			安達郡	1	1
			岩瀬郡		1
				2	1
			南会津郡	2	2
				4	3
				4	1
				3	2
			耶麻郡	3	2
				2	1
				3	2
				3	2
			河沼郡	2	1
				1	1
				3	1
			大沼郡	3	1
				3	1
				3	2
				2	1

		西置賜郡	小国町	4	1
			白鷹町	2	1
			飯豊町	4	2
		東田川郡	三川町	1	1
			庄内町	3	1
		飽海郡	遊佐町	3	1
福	島	県	福島市	1	
			会津若松市	2	1
			郡山市	1	1
			白河市		1
			須賀川市		1
			喜多方市	2	1
			相馬市		1
			二本松市	1	1
			田村市	1	1
			南相馬市		1
			伊達市		1
			本宮市		1
			伊達郡	1	1
				1	1
				1	1
			安達郡	1	1
			岩瀬郡		1
				2	1
			南会津郡	2	2
				4	3
				4	2
				3	2
			耶麻郡	3	1
				2	1
				3	2
				3	2
			河沼郡	2	1
				1	1
				3	1
			大沼郡	3	2
				3	1
				3	2
				2	1

	西白河郡	西郷村	1	1
		泉崎村		1
		中島村		1
		矢吹町		1
	東白川郡	棚倉町		1
		矢祭町		1
		塙町		1
		鮫川村		2
	石川郡	石川町		1
		玉川村		1
		平田村	1	2
		浅川町		1
		古殿町	1	1
	田村郡	三春町		1
		小野町	1	$\frac{1}{2}$
	双葉郡	川内村	1	$\frac{2}{2}$
		大熊町		1
		浪江町	1	
		葛尾村	1	2
	相馬郡	新地町		1
		飯館村	1	2
	[略]	[略]	[略]	[略]
栃 木 県	日光市		1	1
	那須塩原市		1	1
	さくら市			1
	芳賀郡	茂木町		1
		市貝町		1
		芳賀町		1
	塩谷郡	塩谷町		1
		高根沢町		1
	那須郡	那須町	1	1
		那珂川町		1
群 馬 県	沼田市		2	1
	渋川市		1	
	北群馬郡	榛東村	1	
		吉岡町	1	
	多野郡	上野村	1	$\frac{2}{1}$
		神流町		1
	甘楽郡	南牧村		1
	吾妻郡	中之条町	2	1
		長野原町	2	2
		嬬恋村	2	2

	西白河郡	西郷村	1	1
		泉崎村		1
		中島村		1
		矢吹町		1
	東白川郡	棚倉町		1
		矢祭町		1
		塙町		1
		鮫川村		2
	石川郡	石川町		1
		玉川村		1
		平田村	1	2
		浅川町		1
		古殿町	1	1
	田村郡	三春町		1
		小野町	1	$\frac{2}{2}$
	双葉郡	川内村	1	$\frac{2}{2}$
		浪江町	1	1
		葛尾村	1	2
	相馬郡	新地町		1
		飯館村	1	2
	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
栃 木 県	日光市		1	1
	那須塩原市		1	1
	さくら市			1
	芳賀郡	益子町		1
		芳賀町		1
	塩谷郡	塩谷町		1
	那須郡	那須町	1	1
		那珂川町		1
群 馬 県	沼田市		2	1
	渋川市		1	
	北群馬郡	榛東村	1	
		吉岡町	1	
	多野郡	上野村	1	$\frac{1}{1}$
		神流町		1
	甘楽郡	南牧村		1
	吾妻郡	中之条町	2	1
		長野原町	2	2
		嬬恋村	2	2

	草津町	3	3
	高山村	1	1
	東吾妻町	1	1
利根郡	片品村	3	2
	川場村	2	<u>1</u>
	昭和村	2	1
	みなかみ町	3	1
新 潟 県	新潟市	1	
	長岡市	3	
	三条市	3	
	柏崎市	3	
	新発田市	3	
	小千谷市	4	
	加茂市	2	
	十日町市	4	1
	見附市	3	
	村上市	3	
	燕市	1	
	糸魚川市	4	
	妙高市	4	
	五泉市	2	
	上越市	3	
	阿賀野市	1	
	佐渡市	2	
	魚沼市	4	1
	南魚沼市	4	1
	胎内市	3	
	北蒲原郡 聖籠町	1	
	西蒲原郡 弥彦村	1	
	南蒲原郡 田上町	1	
	東蒲原郡 阿賀町	4	1
	三島郡 出雲崎町	1	
	南魚沼郡 湯沢町	4	1
	中魚沼郡 津南町	4	1
	刈羽郡 刈羽村	2	
	岩船郡 関川村	3	1
	粟島浦村	1	
[略]	[略]	[略]	[略]

	草津町	3	3
	高山村	1	1
	東吾妻町	1	1
利根郡	片品村	3	2
	川場村	2	<u>2</u>
	昭和村	2	1
	みなかみ町	3	1
埼 玉 県	秩父市		1
東 京 都	西多摩郡 奥多摩町		1
新 潟 県	新潟市	1	
	長岡市	3	
	三条市	3	
	柏崎市	3	
	新発田市	3	
	小千谷市	4	1
	加茂市	2	
	十日町市	4	1
	見附市	3	
	村上市	3	
	燕市	1	
	糸魚川市	4	
	妙高市	4	
	五泉市	2	
	上越市	3	
	阿賀野市	1	
	佐渡市	2	
	魚沼市	4	1
	南魚沼市	4	1
	胎内市	3	
	北蒲原郡 聖籠町	1	
	西蒲原郡 弥彦村	1	
	南蒲原郡 田上町	1	
	東蒲原郡 阿賀町	4	1
	三島郡 出雲崎町	1	
	南魚沼郡 湯沢町	4	1
	中魚沼郡 津南町	4	1
	刈羽郡 刈羽村	2	
	岩船郡 関川村	3	1
	粟島浦村	1	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

山梨県	富士吉田市		1	2
	南アルプス市		1	
	北杜市			1
	南巨摩郡	早川町	1	
	南都留郡	道志村		1
		西桂町	1	1
		忍野村	1	$\frac{2}{2}$
		山中湖村	1	$\frac{2}{2}$
		鳴沢村		$\frac{2}{2}$
		富士河口湖町		$\frac{2}{2}$
	北都留郡	小菅村	1	1
		丹波山村	1	1
長野県	長野市		2	1
	松本市		2	1
	上田市		1	1
	岡谷市			2
	飯田市		1	
	諏訪市			$\frac{1}{1}$
	須坂市		2	$\frac{1}{1}$
	小諸市			2
	伊那市			1
	駒ヶ根市			$\frac{1}{1}$
	中野市		2	$\frac{1}{1}$
	大町市		2	2
	飯山市		4	$\frac{1}{2}$
	茅野市		1	2
	塩尻市		1	2
	佐久市		1	2
	千曲市		1	1
	東御市		1	1
	安曇野市		1	1
	南佐久郡	小海町	1	2
		川上村	1	3
		南牧村	1	3
		南相木村	1	3
		北相木村	1	3
		佐久穂町	1	2
	北佐久郡	軽井沢町	1	$\frac{2}{2}$
		御代田町		$\frac{2}{2}$
		立科町	1	2

山梨県	富士吉田市		1	2
	都留市			1
	南アルプス市		1	
	北杜市			1
	南巨摩郡	早川町	1	
	南都留郡	道志村		1
		西桂町	1	1
		忍野村	1	$\frac{3}{2}$
		山中湖村	1	$\frac{2}{2}$
		鳴沢村		$\frac{3}{2}$
		富士河口湖町		$\frac{2}{2}$
	北都留郡	小菅村	1	1
		丹波山村	1	1
長野県	長野市		2	1
	松本市		2	1
	上田市		1	1
	岡谷市			2
	飯田市		1	
	諏訪市			$\frac{2}{1}$
	須坂市		2	$\frac{1}{1}$
	小諸市			2
	伊那市			1
	駒ヶ根市			$\frac{2}{1}$
	中野市		2	$\frac{1}{1}$
	大町市		2	2
	飯山市		4	$\frac{2}{2}$
	茅野市		1	2
	塩尻市		1	2
	佐久市		1	2
	千曲市		1	1
	東御市		1	1
	安曇野市		1	1
	南佐久郡	小海町	1	2
		川上村	1	3
		南牧村	1	3
		南相木村	1	3
		北相木村	1	3
		佐久穂町	1	2
	北佐久郡	軽井沢町	1	$\frac{3}{2}$
		御代田町		$\frac{2}{2}$
		立科町	1	2

小県郡	青木村		1
	長和町	1	2
諏訪郡	下諏訪町		$\frac{1}{2}$
	富士見町	1	2
	原村	1	2
上伊那郡	辰野町		2
	箕輪町		2
	飯島町	1	1
	南箕輪村		$\frac{1}{2}$
	中川村		1
下伊那郡	宮田村	1	1
	松川町		1
	阿南町		1
	阿智村	1	1
	平谷村	1	2
	根羽村		1
	下條村		1
	壳木村		2
	泰阜村		1
	喬木村	1	
木曽郡	大鹿村	1	2
	上松町		2
	南木曽町	1	1
	木祖村	1	$\frac{2}{2}$
	王滝村	2	2
	大桑村	1	1
	木曽町	1	2
東筑摩郡	麻績村		2
	生坂村		1
	山形村		$\frac{1}{2}$
	朝日村	2	2
	筑北村		$\frac{1}{2}$
北安曇郡	池田町	1	2
	松川村	2	2
	白馬村	3	2
	小谷村	4	2
埴科郡	坂城町		1
上高井郡	小布施町	1	1
	高山村	3	2
下高井郡	山ノ内町	4	2
	木島平村	3	$\frac{2}{2}$
	野沢温泉村	4	$\frac{2}{2}$

小県郡	青木村		1
	長和町	1	2
諏訪郡	下諏訪町		$\frac{2}{2}$
	富士見町	1	2
	原村	1	2
上伊那郡	辰野町		2
	箕輪町		2
	飯島町	1	1
	南箕輪村		$\frac{2}{2}$
	中川村		1
下伊那郡	宮田村	1	1
	松川町		1
	阿南町		1
	阿智村	1	1
	平谷村	1	2
	根羽村		1
	下條村		1
	壳木村		2
	泰阜村		1
	喬木村	1	
木曽郡	大鹿村	1	2
	上松町		2
	南木曽町	1	1
	木祖村	1	$\frac{3}{2}$
	王滝村	2	2
	大桑村	1	1
	木曽町	1	2
東筑摩郡	麻績村		2
	生坂村		1
	山形村		$\frac{2}{2}$
	朝日村	2	2
	筑北村		$\frac{2}{2}$
北安曇郡	池田町	1	2
	松川村	2	2
	白馬村	3	2
	小谷村	4	2
埴科郡	坂城町		1
上高井郡	小布施町	1	1
	高山村	3	2
下高井郡	山ノ内町	4	2
	木島平村	3	$\frac{1}{2}$
	野沢温泉村	4	$\frac{1}{2}$

	上水内郡	信濃町	3	<u>2</u>
		小川村	2	<u>1</u>
		飯綱町	2	2
	下水内郡	栄村	4	1
岐 阜 県	高山市		2	<u>1</u>
	山県市		1	
	飛騨市		3	<u>1</u>
	本巣市		2	
	郡上市		2	1
	下呂市		1	1
	不破郡	関ヶ原町	1	
	揖斐郡	揖斐川町	2	
	加茂郡	白川町	1	
		東白川村	1	1
	大野郡	白川村	3	<u>1</u>
[略]	[略]		[略]	[略]
愛 知 県	北設楽郡	豊根村		1
[略]	[略]		[略]	[略]
奈 良 県	宇陀郡	御杖村		1
	吉野郡	天川村		1
		野迫川村		2
[略]	[略]		[略]	[略]
岡 山 県	津山市		1	
	新見市		1	
	真庭市		1	
	真庭郡	新庄村	2	1
	苫田郡	鏡野町	1	
	勝田郡	奈義町	1	
	英田郡	西粟倉村	1	1
	加賀郡	吉備中央町		1
[略]	[略]		[略]	[略]

	上水内郡	信濃町	3	<u>3</u>
		小川村	2	<u>2</u>
		飯綱町	2	<u>2</u>
	下水内郡	栄村	4	1
岐 阜 県	高山市		2	<u>2</u>
	山県市		1	
	飛騨市		3	<u>2</u>
	本巣市		2	
	郡上市		2	
	下呂市		1	
	不破郡	関ヶ原町	1	
	揖斐郡	揖斐川町	2	
	加茂郡	白川町	1	
		東白川村	1	1
	大野郡	白川村	3	<u>2</u>
[同左]	[同左]		[同左]	[同左]
愛 知 県	北設楽郡	設楽町		1
		豊根村		1
[同左]	[同左]		[同左]	[同左]
奈 良 県	宇陀郡	曾爾村		1
		御杖村		1
	吉野郡	天川村		1
		野迫川村		2
[同左]	[同左]		[同左]	[同左]
岡 山 県	津山市		1	
	新見市		1	
	真庭市		1	
	真庭郡	新庄村	2	1
	苫田郡	鏡野町	1	
	勝田郡	奈義町	1	
	英田郡	西粟倉村	1	1
[同左]	[同左]		[同左]	[同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。